

INDEX

◆ 代表からのメッセージ ◆

大分産業保健推進連絡事務所がスタートしました

◆ TOPICS ◆

- ・労働安全衛生法の新規化学物質名称公表告示の改正について(お知らせ)
- ・職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言取りまとめ  
～企業・労働組合での対応に加え、職場の一人ひとりの取り組みにも期待～
- ・「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」に係る労働政策審議会に対する諮問及び答申の記者発表について

◆ 相談員の窓 ◆

自殺予防システム論

◆ 研修・セミナーのご案内(4月・5月) ◆

◆◇+.....+◇◆

◆ 代表からのメッセージ ◆

大分産業保健推進連絡事務所がスタートしました

「大分産業保健推進センター」は、平成24年4月1日から「大分産業保健推進連絡事務所」としてスタートしました。図書貸し出しを含む管理・共通業務は福岡産業保健推進センターに集約されましたが、「研修、相談、測定機器の貸し出し、ホームページ・かわら版・メールマガジン等での情報発信」などの産業保健支援業務については、大分産業保健推進連絡事務所が、従来どおり実施してまいります。

名称が変わりましても、大分県における産業保健活動に係る支援サービスの重要性は変わりません。今後も、各方面のご支援をいただきながら産業保健推進業務を実施してまいりますので、皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

大分産業保健推進連絡事務所 代表 嶋津 義久

◆◇+.....+◇◆

◆ TOPICS ◆

- ・労働安全衛生法の新規化学物質名称公表告示の改正について(お知らせ)

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173327>

- ・職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言取りまとめ

～企業・労働組合での対応に加え、職場の一人ひとりの取り組みにも期待～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173393>

・「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」に係る労働政策審議会に対する  
諮問及び答申の記者発表について

～有害物質を取り扱う業務について、局所排気装置の設置以外での措置が可能になります～

～作業環境測定の評価結果等の周知を促進します～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173807>

◆◇+.....+◇◆

## ◆ 相談員の窓 ◆

### 自殺予防システム論

基幹相談員 渡嘉敷 新典

(シニア産業カウンセラー)

自殺予防には、自殺の事前予防(プリベンション)と自殺のおそれのある時の危機への対応  
及び自殺未遂者への対応(インターベンション)及び既遂自殺への事後対応(ポストベンション)が  
ある。これは、自殺対策基本法の基本理念としても明示されている。

自殺は、自殺者自らが自己の心的問題や体調不良の改善に向けて第三者への援助(治療・  
相談等)を求め、改善努力を継続することができれば発生しない。

既遂自殺事例からみえてくるのは、身近な人や第三者からの自殺を防ぐ意味での有効的な  
関わりの関係性が構築されていないことである。自殺の危機に気づかないまま、あるいは何ら  
かの変調や事案を認めながらもそれが自殺の危機として評価されずに専門家につながること  
なく既遂している。又、専門家から危機の警鐘が鳴らされていても関係者が危機として受け止  
めることが出来ずに既遂している例もある。そして、自殺者自身が周りから孤立しているのが実  
態である。

自殺を予防するには、「自殺の危機にある人」とそれに「関わる人」の二者間の関係性が存在  
している。

一般的に「危機とは、あらたな何かを決定し行動する時、それはチャンス(機会)である」とい  
われる。自殺の危機にある人の存在に「気づき」「関わり」その人があらたな生き方を決定した  
時、その時に危機は回避される。このあらたな生き方への転換そのものが結果的に「自殺が防  
げた」ことになる。危機とは、状況そのものではなく、状況に対するその人のものの捉え方、考  
え方、認知といわれる。

この関わることを危機介入という。現在、この自殺の危機に気づくことのできる人の養成が望  
まれている。気づくことができる人には、親、子、兄弟、友人、教師等の学校関係者、同僚・上司  
等の職場関係者、行政を含めた社会資源の相談員、医療・保健・福祉・介護・育児等、機関・施  
設等のコミュニティーの人達である。つまり、社会の全ての人、言い換えると自殺の危機にある  
人の一番身近に(近親者)いる人が「自殺の危機に気づき」、「何らかの専門機関につなぎ」、  
「あらたな生き方を見守る」ことが提唱されている。この「気づき」「つなぎ」「見守り」は数年来の  
全国自殺予防週間の標語でもあり、自殺予防のキーワードでもある。

自殺の危機に気づくには、その自殺の危機にある人の感情と思考の理解が必要不可欠であ  
る。この感情と思考の理解には傾聴技法が有効かつ唯一である。豊の国こころのホッとライン  
の各種相談窓口での傾聴が必要とされている。

産業保健分野での業務起因性によるうつ病、過労死、過労自殺についてもこの「気づき」「つ  
なぎ」「見守り」のシステム化は、労働者の心身の体調不良に気づき適切な処置へつながる職  
場での重要な自殺予防システムになる。厚労省の心の健康づくり指針ではライン及び産業保  
健スタッフの労働者からの相談対応が提唱されてもいる。この「気づき」=相談対応(傾聴)が

機能すれば労働災害防止システムになる。

日頃、自殺予防に関わるなか、自殺者の関係者との関わりをとおして自殺の発生予防に十分機能しない、いわばシステム機能不全事例をとおして、私論の自殺予防システム論を紹介したい。

#### 自殺予防システムズ・アプローチの成立条件

- 1 二者が(介入する者と介入を受ける者)存在していること
- 2 一者が自殺の危機に気づくこと。
- 3 二者間で問題改善への合意形成がなされること
- 4 二者及びその関係者との関係性が維持されていること
- 5 安全性が確保されること
- 6 守秘義務が保たれていること

「介入する者とは、気づいた者、気づいた者から相談・協力・援助を求められた者」

「介入を受ける者とは、自殺の危機にある者、その家族、友人、職場関係者、地域の者(社会資源の相談員、教師、医療・保健・福祉・介護・育児施設等の職員)」

このシステム論は、事前に防げた自殺、自殺未遂への介入及び既遂され防げなかった自殺から導き出している。この6条件が成立すれば、家庭・職場・学校・地域等のコミュニティーでの自殺予防システムが稼働することになり自殺が防げる。結果的にプリ・インター・ポストベンションが機能することとなる。この「自殺予防システムズ・アプローチの成立条件」がシステム自体が機能ならしめる要件として、社会の自殺に対する正しい知識の普及とコンセンサスづくり、社会資源の整備及び危機対応への即時性・随時性・適時性・個別性・柔軟性の確保等の必要性を指摘しておきたい。

今日、自殺対策として、自殺の危機に気づき、つなぎ、見守る社会システムが必要とされている。今年で自殺対策基本法が施行されて6年が経過する。様々な自殺予防施策が各地で開催されている。その成果が望まれる。



#### ◆ 研修・セミナーのご案内(4月・5月) ◆

日時・会場は変更する場合がございます。

変更はホームページに掲載いたしますので、ご確認下さい。



#### ■産業医研修

##### ★第1回「職場におけるメンタルヘルス対策の基礎」

日時:4月25日(水)18:30~20:30

講師:三角 順一(大分大学 名誉教授)

会場:アイネス 2階 大会議室

単位:専門2

##### ★第2回「メンタルヘルス対策(職場復帰支援について)」

日時:5月24日(木)18:30~20:30

講師:増井 太郎(大分キャノン株式会社安岐事業所 産業医)

会場:アイネス 2階 大会議室

単位:専門2



皆様のご意見をお待ち致しております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。



独立行政法人 労働者健康福祉機構  
大分産業保健推進連絡事務所

〒870-0046

大分市荷揚町3番1号 第百・みらい信金ビル7階

TEL:097-573-8070 FAX:097-573-8074

<http://www.oita-sanpo.jp/> / E-mail: [info@oita-sanpo.jp](mailto:info@oita-sanpo.jp)

